

地域ケア整備構想のイメージ③

Ⅱ. 地域ケア整備構想の作成

3. 療養病床の転換の推進

(1) 療養病床の計画的な転換

- 療養病床の転換についての医療機関の意向を調査・把握する。
- 療養病床の転換についての医療機関の意向を踏まえつつ、療養病床の転換計画を年度別、圏域別に定める。

(2) 療養病床の転換への支援

- 療養病床の円滑な転換に向けた転換支援方策を定める。（相談体制の整備、都道府県としての財政支援措置など）
- 地域介護・福祉空間整備等交付金等の活用に向け、市町村との連携の確保を図る。

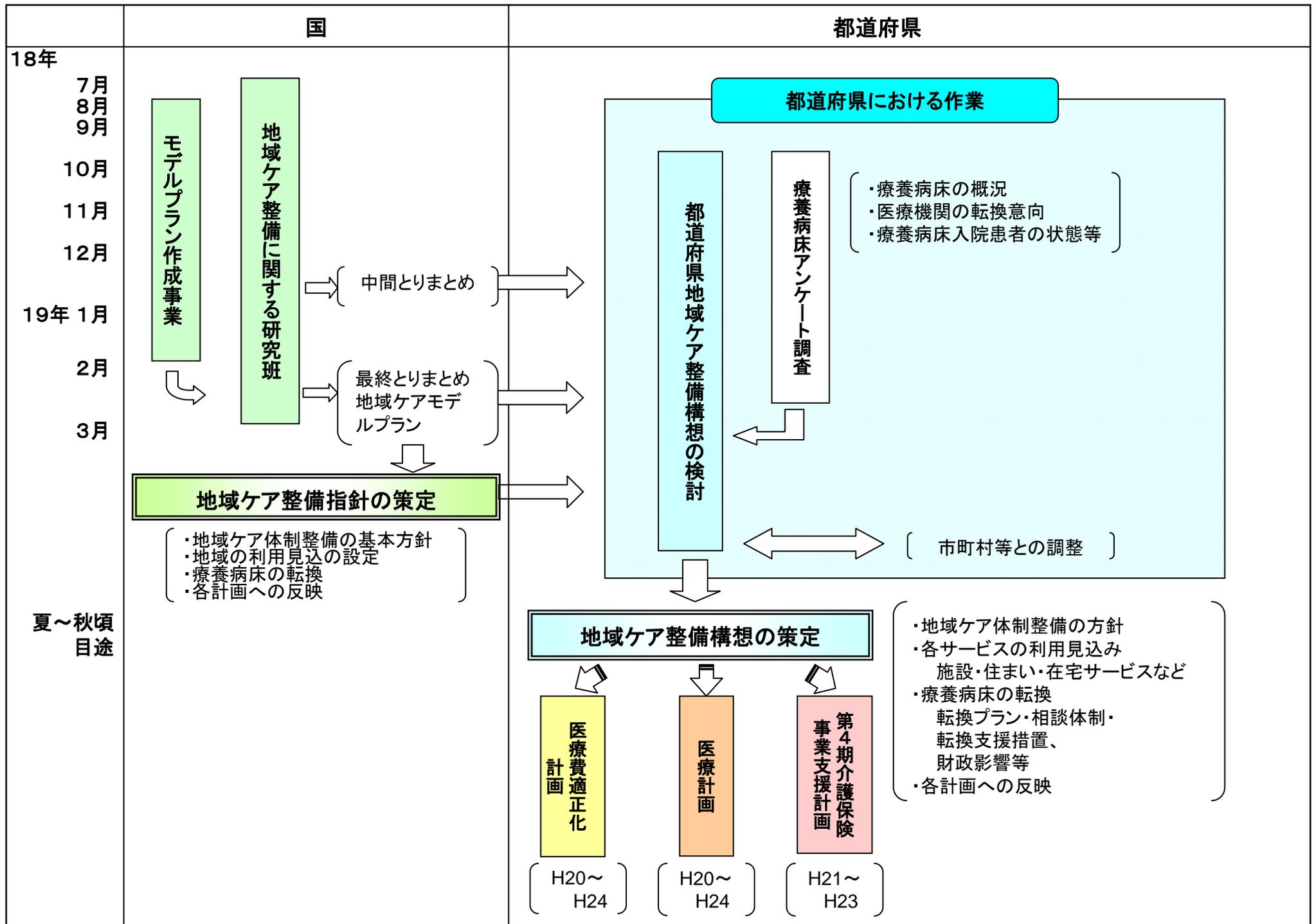
(3) 療養病床の転換の影響

- 療養病床の転換が医療保険及び介護保険の財政に及ぼす影響を試算する。

4. その他

- 作成に当たっては、関係市町村・関係団体と十分に連携を図る。

「地域ケア整備構想(仮称)」策定のスケジュール(案)



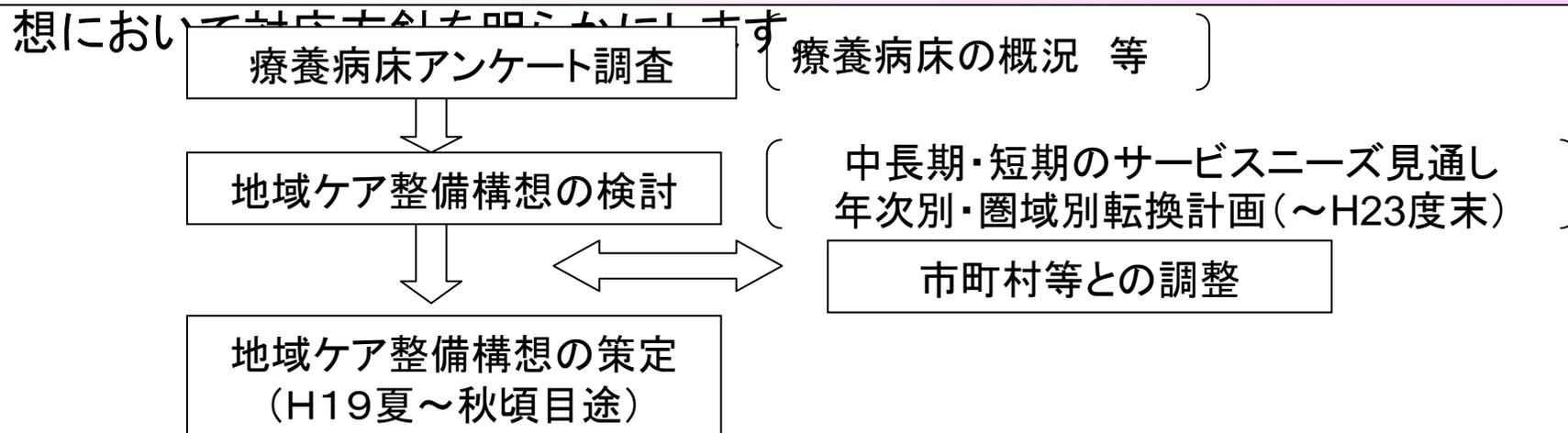
再編成を円滑に進めるためきめ細かく対応します③

地域における療養病床の転換については次のような考え方で対応します。

①第3期介護保険事業支援計画においては、次のような対応が可能となっています。

- ・老健施設の空きがない場合でも、老健施設と介護療養病床の必要利用定員総数の合計の範囲内に収まるときは転換可能
- * 特定施設、特別養護老人ホームの場合も同様

②第4期介護保険事業支援計画については、都道府県が策定する地域ケア整備構



介護療養病床が廃止される平成23年度末まで、十分な時間をかけて転換を進め、現場に混乱が生じないようにします。

健康保険法等の一部を改正する法律における検討規定

附 則

(検討)

第二条

3 政府は、入所者の状態に応じてふさわしいサービスを提供する観点から、介護保険法第八条第二十五項に規定する介護老人保健施設及び同条第二十四項に規定する介護老人福祉施設の基本的な在り方並びにこれらの施設の入所者に対する医療の提供の在り方の見直しを検討するとともに、介護保険施設等の設備及び運営に関する基準並びに利用者負担の在り方等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるとともに、地域における適切な保健医療サービス及び福祉サービスの提供体制の整備の支援に努めるものとする。

介護施設等の在り方に関する委員会

【設置目的】

○健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第2条に、介護老人保健施設及び介護老人福祉施設の基本的な在り方並びにこれらの施設の入所者に対する医療の提供の在り方の見直し等を検討することが規定されたことを踏まえ、これらのサービスの基準、報酬等について、今後、介護給付費分科会において審議を行うための基本的な論点の整理等を行うことを目的とする。

【検討事項】

- (1) 介護施設等の基本的な在り方に関する事項
- (2) 介護施設等の入所者に対する医療の提供の在り方に関する事項
- (3) その他

【検討状況】

○第1回会合を平成18年9月27日に開催